

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

3月には国民健康保険税 第10期の納期月です。

納税は早めに済ませましょう！

納期限：3月31日(火)

○ 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預貯金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預貯金通帳と口座届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要)になります。お早めに手続きをお願いします。

○ 3月の日曜納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

・日 時 3月29日(日) 午前8時30分 ~ 午後5時15分

・場 所 松阪市役所 収納課窓口

※振興局及び出張所では開設しません。

○ お知らせ

納税通知書及び納付書などに記載してある納期限について、平成31年5月1日以降の日付で「平成31年」の場合は「令和元年」、「平成32年」の場合は「令和2年」に、それぞれ読み替えてください。

松阪市役所 収納課 TEL 53-4021

※裏面もご覧ください

インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法

※納税証明書が発行できるまで約1か月かかります。お急ぎの場合は別の納付方法でお納めください。

●ご準備いただくもの

- ①納付書（納付番号・確認番号があるもの） ②ご利用可能なクレジットカード

●納付方法

- ・インターネット上の専用サイトにアクセスし、期別ごとに「納付番号」「確認番号」「クレジットカード情報」を入力し納付を行います。



▶ Yahoo!公金支払い

<https://koukin.yahoo.co.jp>



●決済手数料

- ・期別（納付書1枚）ごとに決済手数料がかかります。

納付金額	決済手数料	備考
～10,000円	50円＋消費税	決済手数料は納付額が10,000円までは50円＋消費税、それを超える部分に対して10,000円ごとに100円＋消費税が加算されます。
～20,000円	150円＋消費税	
～30,000円	250円＋消費税	
以降10,000円増えるごとに	100円＋消費税 ずつ加算	

スマートフォンアプリを利用して納付する方法

●ご準備いただくもの

- ①納付書（バーコードがあるもの） ②スマートフォンやタブレット

●納付方法

- ・スマートフォンアプリをダウンロード、設定し、納付書のバーコードを読み取り納付を行います。ご利用方法の詳細は、それぞれのサイトよりご確認ください。



▶ PayB【ペイビー】



<https://payb.jp>

※PayBアプリでのクレジットカード決済には対応していません。



▶ PayPay【ペイペイ】



<https://paypay.ne.jp/event/bill-payment/>

※納付は電子マネー「PayPay残高」のみであり、PayPayアプリでのクレジットカード決済には対応していません。

●決済手数料

- ・手数料は無料です。

注意事項

- ・期別（納付書1枚）ごとに手続きが必要です。（口座振替のように継続的に手続きされるものではありません。）
- ・領収証書は発行されません。また、納税証明書について、クレジットカードによる納付は約1か月後、スマートフォンアプリは翌々日でなければ発行できません。お急ぎの場合は納付書で納付してください。
- ・松阪市の機関・金融機関・コンビニエンスストアの窓口・店頭でのクレジットカードによる納付はできません。
- ・納付金額が訂正された納付書、破損や汚損でバーコードが読み取れない納付書、納付期限を過ぎた納付書では納付することができません。